○福島県文化振興条例

平成十六年三月二十六日福島県条例第四十五号

改正 平成二〇年三月二五日条例第五〇号

福島県文化振興条例をここに公布する。

福島県文化振興条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化振興基本計画(第七条)

第三章 福島県文化振興審議会(第八条—第十条)

第四章 雑則 (第十一条)

附則

文化は、人間の営みを支えるものであり、よりよく生きようとするすべてのものに関わる ものである。

文化の創造は、日常的な暮らしの中に始まり、文化の創造の出発点となるものは、人間の 尊重及び人と人とをつなぐ絆の大切さを認識することである。

広大な県土を有し、特色ある地域から構成されるわたしたちのふるさと福島は、それぞれの気候、風土を生かした多様な文化が先人たちのたゆみない営みによって育まれ、個性豊かなふくしまの文化として発展してきた。

わたしたちは、県、県民、事業者等が相互に協力し合って、先人たちが残したふくしまの 文化を更に豊かなものへと育むとともに、自ら一人ひとりが文化の担い手として生涯にわた って新たなふくしまの文化を創造し、将来の世代へ引き継いでいくことを決意し、この条例 を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念及びその施策の基本となる事項を定める ことにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民福祉の向 上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興は、県民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、県民が文化活

動を行うに当たっては、その自主性及び創造性が最大限に発揮されるよう配慮して行わなければならない。

- 2 文化の振興は、地域の多様な文化が個性豊かな地域社会の形成に欠くことができないも のであり、積極的に創造されることを旨として、行わなければならない。
- 3 文化の振興は、伝統文化が県民共有の財産であり、現代の世代に育まれ、将来の世代に 引き継がれることを旨として、行わなければならない。
- 4 文化の振興は、文化の交流が相互理解及び文化の発展を促進するものであり、積極的に 推進することを旨として、行わなければならない。
- 5 文化の振興は、文化活動を行う者及び県民の意見が反映されるよう配慮して行わなければならない。

(県の責務)

- 第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的に策定 し、及び実施するものとする。
- 2 県は、県が実施する施策について、文化の振興を図る視点を取り入れるよう努めるもの とする。

(県民との関係)

第四条 県は、県民の自主的かつ創造的な文化活動が促進されるよう、その環境の整備に努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第五条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体の協力を求め、文化の振 興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(市町村との関係)

第六条 県は、文化の振興に関する施策を効果的に推進するため、市町村との連携及び協力 に努めるものとする。

第二章 文化振興基本計画

- 第七条 知事は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興 に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 文化振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 文化の振興に関する基本構想
 - 二 県民の文化活動の促進に関する事項
 - 三 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充に関する事項

- 四 伝統文化の継承及び発展に関する事項
- 五 生活文化の充実に関する事項
- 六 文化の交流の推進に関する事項
- 七 青少年の文化活動の促進に関する事項
- 八 文化活動を行う拠点の機能の充実に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する事項
- 3 知事は、文化振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県文化振興審議 会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第三章 福島県文化振興審議会

(設置及び権限)

- 第八条 知事の附属機関として、福島県文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、 文化の振興に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、文化の振興に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。 (平二〇条例五〇・一部改正)

(組織)

- 第九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(平二○条例五○・一部改正)

(委任)

第十条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二〇条例五〇・一部改正)

第四章 雜則

(財政上の措置)

第十一条 県は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五〇号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 (福島県文化振興条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、第五条の規定による改正後の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されたものとみなす。